

○筑波大学特別聴講学生に関する法人細則

〔平成17年7月21日〕
法人細則第27号

改正 平成19年法人細則第12号
平成23年法人細則第31号
平成24年法人細則第9号
令和元年法人細則第15号

筑波大学特別聴講学生に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第71条第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第77条第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第2条 学群学則第71条第1項に規定する他大学等又は外国の大学等及び大学院学則第77条第1項に規定する他の大学（外国の大学を含む。）（以下「他大学等」という。）との協議は、次に掲げる事項について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、学術院にあっては学術院運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(受入れの許可)

第3条 特別聴講学生の受入れは、前条の協議が成立した他大学等からの依頼に基づき、教育会議等の議を経て、学長が許可する。

(成績証明書)

第4条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学長は、学群長又は学術院長からの成績報告に基づき、成績証明書を交付するものとする。

(身分証明書)

第5条 特別聴講学生は、別に定める身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(実験実習費)

第6条 実験又は実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(法人規則等の遵守)

第7条 特別聴講学生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（以下「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第8条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別聴講学生を派遣した他大学等の長との協議により、特別聴講学生の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 修得の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生として法人規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他特別聴講学生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該特別聴講学生に対応する教育会議等の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に受け入れている特別聴講学生については、この法人細則の規定により受け入れたものとみなす。

附 則（平19.3.27法人細則12号）

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る特別聴講学生の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学特別聴講学生に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23.9.29法人細則31号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人細則9号）

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令元． 1 2． 2 6 法人細則 1 5 号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 1 5 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第 2 条及び第 4 条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。